

指定通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人緑風会が開設する緑風デイサービスセンター指定通所介護事業所（以下「通所介護事業所」という）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者（以下「通所介護従業者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な援助及び機能訓練を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉関係団体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 緑風デイサービスセンター
- (2) 所在地 兵庫県南あわじ市広田中筋1025-19

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 : 1名
事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 : 1名
利用者からの相談に応じて本人や家族の意向等を元に通所介護サービス計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容を説明するとともに、自らも通所介護サービスの提供にあたるものとする。
- (3) 看護職員 : 1名
利用者の健康チェックや介護等日常生活上の必要な援助を行う。
- (4) 介護職員 : 5名以上
入浴、排泄、食事の介護等日常生活上の必要な援助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 : 1名
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は通常月曜日から金曜日とする。ただし、12月30日から翌1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は午前9時から午後6時とする。

(事業の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日35人とする。

(事業の内容及び料金、その他費用の額)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業所の介護サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該提供サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割とする。

- (1) 入浴サービス
 - (2) 給食サービス
 - (3) 生活指導（相談、援助等）・レクリエーション
 - (4) 機能訓練
 - (5) 健康チェック
 - (6) 送迎サービス
- 2 事業所は、前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受け取ることができる。
- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - ① 事業所から片道10km未満 200円（片道）
 - ② 事業所から片道10km～15km未満 400円（片道）
 - ③ 事業所から片道15km以上の場合、2km毎に100円加算（片道）
 - (2) 事業に通常要する時間を超えるサービスの提供であって、利用者の選定に係るもので、通常のサービス費用基準額を超える費用。
 - (3) 食費 食事に要する費用として 700円
 - (4) おむつ代 購入費の実費相当額
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、サービスの提供においての便宜提供のうち日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払いに同意を得るものとする。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 通常の事業の実施範囲は、南あわじ市、洲本市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者はサービスの提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対処方法)

第10条 通所介護従業者等は、提供サービスの実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じると共に、管理者に通告しなければならない。

2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回、定期的に避難、誘導、通報、消火、救出等の必要な訓練を行う。

(虐待防止に向けた体制)

第12条 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底する。

2 虐待の防止のための指針を整備する。

3 通所介護従業者は、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに事実の確認を行い、虐待防止検討委員会にて再発防止策について協議し、通所介護従業者に周知する。

5 責任者は、管理者とし、上記措置を適切に実施する。

(苦情処理)

第13条 提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他、運営についての留意事項)

第15条 通所介護事業所は、通所介護従業者の資質向上を図るために研修の機会を設け、また、これに伴う業務体制を整備する。

2 通所介護従業者は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持する。

3 通所介護従業者であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する義務があるため、通所介護従業者でなくなった後においても秘密を守るべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容として締結する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人緑風会と通所介護事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成15年10月1日から施行する。

この規程は平成17年10月1日から施行する。

この規程は平成19年4月1日から施行する。

この規定は平成28年12月1日から施行する。

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は令和元年9月1日から施行する。

この規程は令和元年10月1日から施行する。

この規程は令和3年8月1日から施行する。

この規定は令和6年8月1日から施行する。